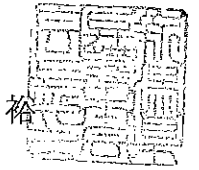


令和元年5月10日

新潟刑務所長 殿

新潟県弁護士会

会長 齋藤 裕



同人権擁護委員会

委員長 堀田 伸吾



要 望 書

当会は、申立人[REDACTED]から申立てがあった人権救済申立事件について、調査の結果、以下のとおり要望します。

第1 要望の趣旨

被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合において、当該反則行為について必要な調査を行うにあたっては、当該被収容者に対し、反則行為の疑いについて調査を行う旨を事前に告知することを徹底するよう要望する。

第2 要望の理由

1 申立人の主張の概要

申立人は、自己の保管私物である書籍について親族への交付を申請したところ、同書籍の背表紙内に隠匿物の存在が疑われた。そこで、貴所職員は、同書籍を破損して隠匿物の検査を実施し、その翌日に、申立人に対し、反則行為の疑いについて調査を行う旨を告知した。

申立人は、当該告知が破損行為前に行われなかったことが人権侵害に当たると主張している。

2 調査の経緯

新潟刑務所収容中の申立人より、貴所における処遇について当会に人権救済申立てがなされたことから、以下のとおり調査を行った。

- ①平成29年11月 9日 申立人と面談し事情聴取
- ②平成29年12月18日 貴職に対して照会書を発送
- ③平成30年 1月23日 照会書に対する回答書受領
- ④平成30年 3月14日 貴職に対して再照会書を発送
- ⑤平成30年 3月29日 再照会書に対する回答書受領

- ⑥平成30年 7月 5日 貴職に対して再々照会書を発送
- ⑦平成30年 7月26日 再々照会書に対する回答書受領
- ⑧平成30年12月 7日 法務省矯正局に対して照会書を発送
- ⑨平成31年 1月15日 法務省矯正局より回答書受領

3 当会が認定した事実

申立人からの事情聴取及び貴職に対する照会の結果等によれば、次の事実が認められる。

ア 平成29年6月20日、申立人が交付申請（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下、「刑事収容施設法」という。）第50条）した申立人所有の書籍につき、刑事収容施設法第154条第2項及び同法第75条第1項に基づき、貴所職員が当該書籍を破損して隠匿されていた信書を取り出した。

イ 当該破損行為について、貴所職員は、申立人に対する事前説明を行っておらず、申立人からの承諾も得ていない。

ウ 同月21日、貴所職員は、申立人に対し、口頭で、上記ア記載の交付申請にかかる反則行為の疑いについて調査を行う旨の告知をした。

エ なお、被収容者の懲罰に関する訓令（平成19年法務省矯成訓第3351号大臣訓令）（以下、「訓令」という。）第4条第1項及び第5条第1項の解釈について、法務省矯正局に対する照会の結果によれば、反則行為の調査は、調査を行うことを告知した日以後に行うこととされている（ただし、被収容者が反則行為をしたと疑われる事実に係る当事者の言い分を確認し、反則行為の調査を行うか否かを判断するため、反則行為の調査を行うことを告知する前であっても、必要に応じて、当該被収容者及び関係者からの事情聴取並びに身体、所持品等の検査を行うことはある）とのことであった。

4 当会の判断

- (1) 適切な懲罰を科す前提として反則行為に関する調査は必要であるが、反則行為の調査を受ける被収容者の人権保障（プライバシー権、財産権、適正手続の保障など）の観点から、反則行為に関する調査は無制限に認められるものではない。

刑事収容施設法第154条第1項は、「被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、（略）できる限り速やかに調査を行わなければならない」と規定しているところ、同項の規定を受け、訓令では、刑事施設の長は、被収容者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、速やかに、その者に対し、反則行為の疑いについて調査を行う旨を告知するものとし（訓令第4条第1項）、当該調査を行うことを告知した

日以後に反則行為の調査を行い、原則として2週間以内に調査を終え、懲罰の適否等を決定する旨を定めている（訓令第5条第1項）。

- (2) 本件では、申立人が宅下げのための交付申請をした当該書籍について、貴所職員が異状を感じたところ、貴所職員は、申立人に対し、当該交付申請にかかる反則行為の疑いについて調査を行う旨を事前に告知することなく、当該書籍を破損するという反則行為の調査を実施している。

さらに、本件では、申立人に対し反則行為の疑いについて調査を行う旨を告知する前に書籍破損行為に及ぶ特段の必要があったものとも認められない。

- (3) よって、申立人に対する貴所職員による上記行為は、刑事施設収容法第154条第1項の定めを具体化した訓令第4条第1項及び第5条第1項に違反するものであるから、同様の事態の発生を防ぐべく、要望の趣旨記載のとおり要望する。

以上